

公園名	山野峡県立自然公園		地区名	山野峡		位置	福山市山野町		
面積 ha	全体	環境庁	国有林	その他国有地	県有地	市町村有地	その他		
					4.5ha				
保護計画	昭和42年11月 ¹⁴ 日 県告第958号 第1種、第2種特別地域								
施設の種類	車道、歩道、園地、野営場								
計画決定 年月日 番号	一般計画S. 42.11.24 県告957号				事業決定 年月日 番号				
利用計画	年間利用者数	A 120,000人			季節型	3	最大日率	B1/60	
	年間宿泊者数	C 7,000人			平均滞在時間	3	回転率	D1/2	
	最大日利用者数	E=A×B 2,000人			最大時利用者数	F=E×D 1,000人			
利用人員 59年	総数	自然探勝	スキー	キャンプ	海水浴	スポーツ		その他	
	104千人	94千人	人	10千人	人	人	人	人	
施設 整備 の 状 況	全体計画	58年度末	59年度	59年度末	他事業整備		備考		
	区分	数量	数量	数量	数量	事業者			
	車道	3.5 ha	0.5		0.5				
	歩道	10 ha	6.4		6.4				
	園地	1.0 ha	-		-				
	休憩所	1棟				1	自然歩道		
	便所	2棟				1	"		
	野営場	500人	400		400				
	便所	4棟	3		3				
	炊事棟	4棟	3		3				
	駐車場	220台	120		120				
	スキー場								
	栈橋	基							
	宿舎								
	テニスコート								
	運動広場								
	ビーチハウス								
海浜									
リフト									

広島県立自然公園候補地山野峡区域及び公園計画

第1 公園区域

1 区域設定の基本方針

- (1) 本公園候補地山野峡の区域は、加茂町大字山野の竜頭峡と猿鳴峡並びに岩屋権現について設定する。
- (イ) 竜頭峡は昭和29年広島県名勝に指定されており、中に竜頭滝、四段滝がある。
- (ロ) 猿鳴峡は、竜頭峡と背中合せの北方にあり、聖嶽、頓行峙嶽、その他溪谷からなっている。
- (ハ) 岩屋権現は昭和24年広島県天然記念物に指定されており、石灰岩の巨大隙をなしてある。

2 区域

本公園山野峡の区域は、別図のとおりとする。

その関係地名は次のとおりである。

竜頭峡 一 加茂町大字山野字田原の西部久賀山国有林峡谷

猿鳴峡 一 山野字田原北部の一部、字島串小鍋、藤掛山国有林、青滝山

岩屋権現 一 山野字上原谷石灰岩巨大隙
国有林
三和所東山国有林の一部

第2 公園計画

1 基本方針

- (1) 現況及び特性 別冊基本調査書による
- (2) 保護の方針
- 竜頭峡は、県の名勝に指定されており、勝手に現状を変更することは許されないので、原始林的な林相をいつまでも保持したい。
 - 猿鳴峡は、県道が通じているが、国有林が大部分であるので、営林署と

緊密な連絡をとり、景観の保持につとめたい。

○岩屋権現は、県の天然記念物に指定されており、現状を保持することになっておる。

(3) 利用の方法

ア 本公園は県道整備が後れているため、開発がおくれている処女観光地である。

一昨年加茂、油木線が主要県道に認定されたため数年後には幅員6mで舗装道路が完成し、利用価値も上るものと思われる。

イ 竜頭峽は、自然を保護するため施設を少なくし、猿鳴峽には園地、キャンプ場などの施設を計画する。

又下原谷に集団施設地区を設けて宿舍、園地、駐車場などを設ける。

2 計 画

(1) 保護計画

(ア) 区 域

	311	
	1500.79	ha
第1種	112	ha
第2種	119	ha
第3種	80	ha

名 称	位 置	第 1 種		第 2 種		第 3 種	
		区 域	面 積	区 域	面 積	区 域	面 積
山野峽 特別区域	加茂町大字 山野地内	竜頭峽林道以東	ha 103.05	猿鳴峽断崖	ha 147.74	竜頭峽林	ha 50.00
		猿鳴峽断崖部		部以外の地		道以西	
		原谷岩屋権現		其他		島串部落	
			112		119		80

(1) 保護詳細計画の概要

第一種特別保護地域は竜頭峽並びに猿鳴峽の北部に設定されるが、山野峽の核心的な景観を示すものであるから極力その保護をはかることとし、原則として、竜頭峽の峡谷附近の既施設のほかは、人工施設をしないこととする。

竜頭峽と猿鳴峽の中南部は最近特別鳥獣保護区に指定されたので、

小鳥類、猿など保護されることになっている。

第二種特別地域は猿鳴峡中南部に設定されるが、青滝山国有林藤掛山国有林が峡谷の大部分を占めるので、営林署と連絡をとり、景観の中心地帯は伐採せぬよう交渉する。

頓行峙嶽に生じている真柏、黄揚（ツゲ）は、特に保護したい。

サルは山野峡全体に百匹余り群棲してゐるが、山林や作物に実害のない限り保護したい。

河鹿も両峡谷に沢山おったが、近来は減少してゐるので、これも捕獲せぬようにして保護したい。

第三種特別地域は、第一種、第二種特別地域より景観保護上の重要性は劣るが、地形上一体をなす地域であり、風致維持及び利用上の見地から公園区域に編入するものであるから、この地域内の環境育成につとめるものとする。

2 利用計画

ア 集団施設地区計画

番号	名称	位置	区域	施設の種類
1	下原谷	深安郡加茂町 大字山野地内	竜頭峡入口より下原谷 鉾泉までの川端	宿舎、園地 駐車場

イ 単独施設地区計画

番号	名称	位置	施設の種類
1	猿鳴峡園地	深安郡加茂町大字 山野地内	園地
2	頓行峙野営場	〃	野営場
3	竜頭峡園地	〃	園地

ウ 車 道

番号	路 線 名	公園計画上の起点終点
1	猿鳴峡線 (主要地方道)	起点—猿鳴峡堂谷 (公園境界) 終点—大字山野字上田原聖橋 (公園境界)
2	田原一原谷線 (<u>県道</u>)	起点—大字山野字田原掘田橋西 (公園境界) 終点—大字山野字下原谷、掘切西 (公園境界)
3	久賀山線 (林道)	起点—大字山野字下原谷、誠橋 終点—大字山野字田原、竜頭峽上、郡境 (公園境界)

エ 歩 道

番号	路 線 名	公園計画上の起点終点
1	猿鳴峡線	起点—猿鳴峡トンネル北出口より下流に迂回 終点—トンネル下100mの川端
2	頓行峙野営場線	起点—猿鳴峡、字島串、掘切上手より 終点—猿鳴峡、字島串小鍋野営場まで
3	頓行峙線	起点—猿鳴峡字島串掘切下手より 終点—頓行峙頂上まで
4	竜 頭 峽 (既)	起点—竜頭峽入口より 終点—竜頭竜に至り、階段道を上って林道に至る
5	岩屋権現 (既)	起点—県道より岩屋権現上り口 終点—岩屋権現